

時間外労働を行うには36(サブロク)協定が必要です。

「36協定締結告知期間」

(令和7年1月15日～2月14日)

～ み(3)んなで、む(6)すぼう! 36協定 ～

労働基準法では、労働時間は原則
1日8時間・1週40時間以内
とされています。
これを「法定労働時間」とい
います。

「法定労働時間」を超えて労働者
に時間外労働(残業)や休日労働
を行わせる場合には、

- ・労働基準法第36条に基づく
労使協定(36協定)の締結、
- ・36協定の労働基準監督署へ
の届出

が必要です。

36協定では「時間外労働を行う
業務の種類」や「1か月や1年当
たりの時間外労働の上限」、「休
日労働の日数の上限」を決めなけ
ればなりません。

**時間外労働と休日労働には上限
規制があります。**




©2014 大阪府もずやん

36協定に関することは、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」まで
お気軽にご相談ください。

受付時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日、年末年始を除く)
大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話番号は、大阪労働局のホームページ
に掲載しています。

検索 大阪労働局 労働基準監督署

主催:  厚生労働省大阪労働局

 大阪府